

第6号様式

随意契約について

公表年月日	令和8年6月1日
担当課	地域包括ケア推進課

契約業者名・住所	星野 大和 千葉県松戸市小金きよしヶ丘3-20-2 シャンボール新松戸103 ほしの在宅ケアクリニック
工事等の名称	権利擁護アドバイザー（医療）契約について
工事等の場所	松戸市指定の場所
種別	アドバイザー契約
工事等期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日
契約金額	66,000円
工事等の概要	地域包括ケア推進課が有する権利擁護に係る医療的課題も対する相談及び指導
随意契約の理由	本事業は、高齢者虐待等に関する専門的知識及び豊富な実務経験を有する者による助言を必要とするものである。特に、虐待対応においては迅速かつ適切な判断が求められ、医療、福祉、介護等の多分野にわたる高度な専門性が不可欠である。当該事業の履行にあたっては、地域の実情や関係機関との連携体制を十分に理解し、これまで継続的に当該分野に関与してきた実績が求められることから、当該医師が最も適当であり、契約の性質又は目的が競争入札に適さないものである。以上の理由から、地方自治法施行令167条の2第1項第2号の規定を適用し、随意契約するとともに、価格で選定することが適当でないと思慮されることから松戸市財務規則第138条2項の規定を適用し、見積書を徴さないものである。